

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障がいのあるかたから配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めており、障害者差別解消法改正法施行前においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされたものである。

障害者差別解消法の一部改正により、令和 6 年 4 月 1 日から「事業者」による障がいのあるかたに対する合理的配慮が義務化されることから、所要の改正をするため制定するものである。

2 改正概要

「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」（平成 29 年青森市条例第 3 号）第 7 条中、事業者に関する規定を追加、削除する。

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（抄）

（社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮）

第七条 市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

- 一 医療、教育又は療育その他の福祉サービスを提供するとき。
- 二 不特定かつ多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供するとき。
- 三 情報を提供及び受領するとき。
- 四 災害時及び緊急時に援護を行うとき。
- 五 商品の販売、不動産の取引又はサービス（第一号に規定するサービスを除く。）の提供をするとき。
- 六 雇用するとき。
- 七 その他市及び事業者が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をするよう努めるものとする。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日